



おおき よしまさ 議員
大木 義正

コミュニティプラザの運営方針は

新たな指定管理者と活用を協議・連携を図る

情報発信基地の役割

大木 駅コミュニティプラザに、町のPR、情報発信、観光、企業誘致などを手がける部署を置いて、矢吹町を町内外に大いに売り込んでいくべきと考えるが、町の方針は。

町長 平成27年度以降の新たな指定管理についての、受託している矢吹町商工会から辞退したい旨の申し出があり、新たな指定管理者の公募に向けて、広報やぶき12月号や町ホームページに掲載し募集要項の配布を開始した。

平成27年1月16日候補者選定審査公開ヒヤリングを開催し優秀な提案がなされた団体を候補者として選考する。新年度以降、新たな指定管理者による管理

運営においては駅コミュニティプラザを情報発信拠点として、観光案内所や物産の販売等町のPRや魅力発信の役割を高める内容を指定管理協定や事業計画に盛り込み、指定管理者との協議・連携を図っていく。

駅東口周辺の歩道整備

大木 駅東口から町営駐車場間に歩道を整備し、合わせて外灯を増設して、夜間でも安心して通行できるようにすべきと考えるが、町の見解は。

町長 駐車場から駅までの歩道整備については、屋内外運動場のオープン以降は施設を利用する園児や児童等の歩行者が増加すると予想され、安全対策の面からも整備が必要であると認識している。

現在町道に隣接する敷地の一部を歩行者用の通路として利用できるよう計画を進めている。

また、屋内外運動場敷地内の駐車場についても、敷地の一部を歩行者用の通路として利用する検討を進めている。

さらに、夜間の歩行者の安全対策については、道路の街路灯が当核区間内に3ヶ所設置されているが屋内外運動場の整備により、駐車場や建物周りに新たな照明を設置することで、道路沿線はさらに明るくなるものと考えている。



駅東口周辺

中間貯蔵施設建設遅れの障害は

大木 中間貯蔵施設の建設の遅れにより、町の仮置き場の契約期間の延長や、今後新たに仮置き場が必要になった場合の用地交渉に障害が生じる恐れがある。町として、これまでに以上国に対して、施設の早期完成と搬入促進を強く要請していくべきではないのか。

町長 国は中間貯蔵施設について当初平成27年7月より除染除去土壌等の搬入を行うとの見解を示していたが、平成26年11月に地権者との交渉が難航しておりただちに全ての土壌を搬入できる状況ではない旨の説明がなされた。

矢吹町内の仮置き場用地借用期間については、柿の内地区、田内

地区が平成28年3月31日まで、堰の上仮置場については平成29年3月31日までとなっている。

ただし、土地賃貸借契約書において、国の設置する中間貯蔵施設へ期間内に完了しない場合、町と地権者協議の上延長するものとなっており、今後、地権者及び地元行政区等に十分説明しながら契約期間の延長をお願いしてまいりたい。

さらに町内にもう1カ所仮置場を設置する予定ですが、借用期間はおおむね3年程度で地権者との交渉は進めるものの、現実的にはそれ以上の期間を要することが想定され、ただし書き条項を設けて契約期間の延長をお願いするなど問題が生じないよう最大限の努力をしてまいりたい。